

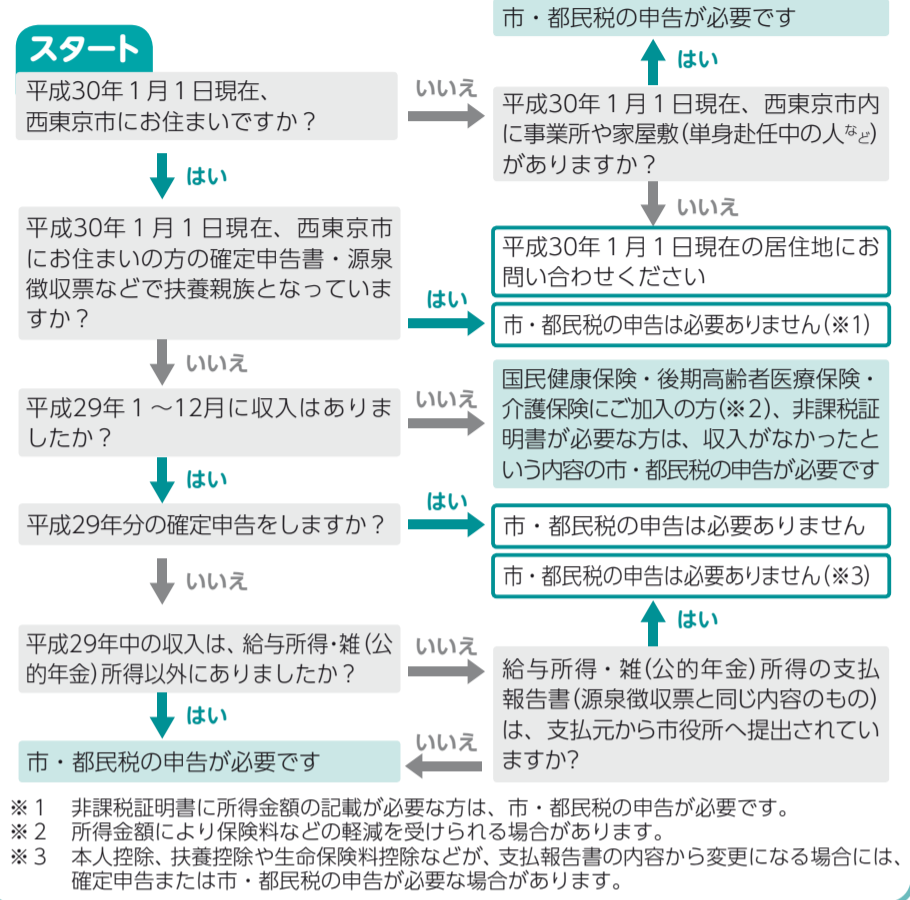


# 2月16日(金)から税の申告が始まります

**申告期間 2月16日(金)～3月15日(木) 市民税・都民税の申告は市役所へ**

◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

## 市民税・都民税の申告は必要ですか？



### 申告受付期間中の市民税課への電話

申告期間中は、市民税課職員の多くが受付会場業務を行っているため、電話がつながりにくい場合や、すぐに対応できない場合があります。お問い合わせは、できる限り2月15日(木)までお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

### 市民税・都民税の申告書は郵送でも受け付けています

申告書に必要事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などの添付に併せて、マイナンバーおよび身元確認ができる書類の写しを同封し、〒188-8666市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となる場合があります)。

### 控除対象となる社会保険料などの確認は？

- 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料  
申告額は、平成29年1月1日～12月31日に支払った額(過年度分を平成29年中に支払った場合を含む)です。また、申告の際に領収書の添付は不要です。  
◆国民健康保険料…保険年金課 ☎042-460-9822  
◆後期高齢者医療保険料…保険年金課 ☎042-460-9823  
◆介護保険料…高齢者支援課 ☎042-438-4031
- 国民年金保険料  
確定申告や市の申告には、次のものが必要です。  
①平成29年10月2日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付

済みの控除証明書と10月3日以降に納付した保険料の領収書

②平成29年10月3日～12月31日に、初めて保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証明書  
☎ ●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(3月15日(木)まで)  
※050で始まる電話からは ☎03-6630-2525へ  
●武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411  
◆保険年金課 ☎042-460-9825

### 介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になります

- 介護保険サービス  
平成29年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。申告の際には、医療費控除の対象金額が記載された明細書の添付が必要です。控除対象などは、お問い合わせください。  
◆高齢者支援課 ☎042-438-4030
- おむつ代  
医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、事前にお問い合わせください。  
◆高齢者支援課 ☎042-438-4105

## 市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

申告に必要なものなどについては、市☎や1月15日号をご覧ください。

場所	日程	受付時間	市・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口 新町福祉会館 芝久保公民館 柳沢公民館 ひばりが丘公民館 下保谷福祉会館	2月1日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分 ※午前9時までは会場に入れませんので、ご注意ください。	○	○	—	○
	2日(金)		○	○	—	○
	5日(月)		○	○	—	○
	6日(火)		○	○	—	○
	7日(水)		○	○	—	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月16日(金)～3月15日(木)	午前9時～午後4時 ※2月16・23日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階臨時窓口	2月1日(木)～3月8日(木)	午前9時～午後4時	○	○	—	○
防災センター	3月9日(金)～15日(木)		○	○	○	○
防災センター 税理士による無料申告相談会※	2月2日(金)～6日(火)	午前9時30分～午後3時30分	—	—	○	—

### 市で相談できる所得税の確定申告は、給与所得者の選付申告や公的年金など簡易な申告です。

国外の方を扶養にする場合や土地・建物・株式の売却による譲渡所得などの分離課税を含む申告、初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告、雑損控除・災害減免・外国税額控除の申告、事業所得の収支内訳書・決算書の書き方など、**内容が複雑な相談については、税務署へご相談ください。**

※(出)・(日)・(例)を除く  
 ※「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書を一時的にお預かりするものです。  
 ※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。  
 ※受付初日と最終日は、窓口が大変混雑します。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。  
 ※車での来署はご遠慮ください。  
 ※5面の「税理士による無料申告相談」をご覧ください。

## 東村山税務署からのお知らせ

詳細は1月15日号をご覧ください。

☎東村山税務署 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811  
 ※1月23日(火)から駐車場が使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。

### 税務署の確定申告書作成会場の開設は2月16日(金)～3月15日(木)

初日と最終日は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください(上記期間以外に、税務署の申告書作成会場はありません)。また、混雑状況により受付を早く締め切る場合がありますので、午後4時までにお越しください。  
 ※還付申告は、2月15日(木)以前でも提出可

### 日曜窓口開設

2月18・25日(日)に限り、所得税及び復興特別所得税・個人消費税・贈与税

の申告相談と申告書の受付を行います。  
 ※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

### 申告と納税の期限(平成29年分)

- 所得税及び復興特別所得税 2月16日(金)～3月15日(木)
- 消費税及び地方消費税 4月2日(月)まで
- 贈与税 2月1日(木)～3月15日(木)

### 申告書の作成は国税庁☎で

給与所得者・年金所得者など向けの国税庁☎「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って申告書を作

成できます。申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます(印刷して郵送も可 ※プリンタまたはコンビニのプリントサービスから)。

### 医療費控除を受けるための手続きが変わります

平成29年分の申告から、医療費控除を受ける際に、領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。  
 明細書の作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合

計して記載します(明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁☎からも可)。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の求めにより、提示または提出)。  
 ※平成29～31年分の申告は、医療費控除の領収書の添付または提示でも可

### 公的年金等の受給者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税の申告は必要ありません。

5面に続く